

(仮称) 米子市空き地の適切な管理に関する条例(案)に対するご意見

の概要と市の考え方

番号	意見の概要	案の修正	意見に対する市の考え方
1	条例の制定により、建物を取り壊さず放置する住宅が増えるような気がします。所有者が、危険な老朽家屋を費用をかけて壊したところで、今度は、雑草の管理や土地保全で無駄な労力が続くこととなります。	無	老朽家屋などの「空き家」については、その敷地を含めて、既存の法令※により所有者等に適切な管理が義務付けられています。 ※空家等対策の推進に関する特別措置法及び米子市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例 本条例は、既存の法令で規定されていない「建築物の敷地の用に供されていない宅地等」について所有者の適切な管理について義務化し、既存の法令と合わせて、市民の安全かつ安心な生活環境の確保を図ることを目的としています。
2	条例の主旨には賛同する。	無	空き地の適切な管理が促進され、生活環境の保全を図れるよう、条例の制定を目指します。
3	今後規則で定められることかもしれないが、登記上の地目の「宅地、雑種地」だけではなく、現況地目（課税地目）も対象になることを明文化してもらいたい。	無	空き地となる「宅地、雑種地」としての判定は、登記上の地目のみならず、現地の調査等を踏まえ総合的に判断することを考えています。 なお、このことにつきましては、条例の逐条解説に明記する予定です。